

随意契約理由

令和7年(2025年)4月1日

契約担当課名	総務部法務・コンプライアンス課
発注担当課名	総務部法務・コンプライアンス課
契約名称	訴訟事件等委託契約
契約内容	訴訟事件、調停事件等の委託
契約締結日 及び契約期間	令和7年（2025年）4月1日 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで
契約の相手方 （所在地・名称）	大阪市北区兎我野町5番15号商都ビル5階502 松浦・畑村法律事務所 弁護士 畑村 悦雄
契約金額	9,720,000円（上限）
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当） 訴訟事件等の処理に関する事務を委託するものであり、業務の性質上、市と高度な信頼関係を構築できること、行政運営に関する幅広い知識を持ち、円滑な事務処理が可能であること等が必要である。 本随意契約の相手方は、長年にわたり本市の代理人として訴訟事件に携わっており、行政関連の訴訟事案に関する

論点の蓄積があることから、上記の要素を満たしているものである。

加えて、本市における訴訟事件の処理を通じて、本市の業務のあり方や実務面に幅広く精通しており、本市の実情を踏まえた的確な訴訟対応方針の確立が可能である。

さらに、相手方に対しては、訴訟事件、調停事件等のほか、本市の法律相談も別に依頼しており、法律相談から訴訟事件の処理まで継続的かつ一貫性のある対応が可能である。

よって当該委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により性質上競争入札に適さないものとして、随意契約を締結するものである。